

産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成29年2月27日(月)
午前10時～
場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 議案第9号 平成28年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)について(水道局)
- 2 議案第10号 平成28年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第1回)について(水道局)
- 3 議案第43号 損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額を定めることについて(土木課)
- 4 議案第6号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算(第2回)について(下水道課)
- 5 議案第7号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)について(下水道課)
- 6 議案第11号 山陽小野田市工場設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について(商工労働課)
- 7 請願第1号 前場橋から埴生漁港までの市道拡幅工事を求める請願書
- 8 陳情・要望について

平成28年度 水道事業会計補正予算（第1回） 補足説明資料

（単位：千円）

1 収益的収入及び支出（補正予算書 P1第3条、実施計画P5～6、損益計算書P13、明細書P17～21）

区分	予算科目	平成28年度				備考 ※数値は当初予算比較	
		既決予定額	補正予定額	計	構成比		
収益的収入	水道	給水収益	1,346,153	49,763	1,395,916	88.9	H27' 決算実績比 99.6%程度
		受託工事収益	2,122	-852	1,270	0.1	下水道関連給水管移設(一部不執行)
		他会計負担金	6,957	-93	6,864	0.4	料金システム改修1,044、移設△1,777、児童手当640
		その他営業収益	29,041	4,937	33,978	2.2	手数料88、工事収入9、加入金4,840
		受取利息	588	1,099	1,687	0.1	定期預金利息
		長期前受金戻入	59,835	1,066	60,901	3.9	
		その他雑収益	55,408	-963	54,445	3.5	不用品売却153、消費税還付△4,714、貯蔵品 工水負担1,801、熊本地震1,552
		特別利益(上水)		169	169		過年度損益修正…消費税還付162、水道料金7
	簡水	給水収益	1,518	35	1,553	0.1	税抜比較 H27' 決算実績比 94.9%程度
		他会計補助金	10,186		10,186	0.6	
		長期前受金戻入	884	797	1,681	0.1	
		特別利益(簡)	1,955		1,955	0.1	
		合計	1,514,647	55,958	1,570,605	100	
	収益的支出	上水	給料	188,509	-300	188,209	15.0
手当			87,032	-288	86,744	6.9	(一部は引当金 22,384を充当 ※損益外 予算書P15参照)
賞与引当金繰入額			27,142	608	27,750	2.2	内訳：手当(23,395)、法定福利(4,355)
法定福利費			58,157	-3,791	54,366	4.3	(一部は引当金 4,167を充当 ※損益外 予算書P15参照)
退職給付費			20,431	2,079	22,510	1.8	引当金繰入額(全額)
賃金			10,952	1,074	12,026	1.0	臨時職員6→7名
社会保険料			2,582	220	2,802	0.2	
備用品費			4,758	-1,210	3,548	0.3	
印刷製本費			4,306	-2,530	1,776	0.1	広報紙等
委託料			59,375	-5,198	54,177	4.3	堆積粘土運搬処理△2,071、活性炭投入△2,160、 修繕当番待機料△651
賃借料			2,668	-607	2,061	0.2	
修繕費			126,145	-23,947	102,198	8.2	鴨庄フェンス△4,472、ポンプ△5,627、送配水△ 9,567、給水△1,843、メーター取替△1,512
動力費			61,131	-597	60,534	4.8	電気代 実績*1.1～1.2
薬品費		22,443	-7,327	15,116	1.2	PAC△4,134、活性炭△2,484、次亜塩素△493	
受水費		52,135	-2,331	49,804	4.0		
水道		受託工事費	2,052	-835	1,217	0.1	下水道関連(一部不執行)
		貸倒引当金繰入額	1,759	-1,028	731	0.1	
		その他の費用	58,619	-82	58,537	4.7	厚生福利81、光熱費△221、手数料△218、水 質検査費121、研修費△600、保険料△191、 材料費162、材料売却原価784
		減価償却費	379,964	-612	379,352	30.3	
		資産減耗費	10,000	14,000	24,000	1.9	固定資産除却費(鴨庄改修関連)
		支払利息	85,991	-6,776	79,215	6.3	前年度企業債借入条件による(利息減⇔元金増)
		上水道特別損失	100		100		
支出		簡水	給料	2,537	18	2,555	0.2
	手当		866	461	1,327	0.1	(一部は引当金 283を充当 ※損益外 予算書P15参照)
	賞与引当金繰入額		350	25	375		内訳：手当(316)、法定福利(59)
	法定福利費		770	-8	762	0.1	(一部は引当金 53を充当 ※損益外 予算書P15参照)
	水道	退職給付費	127	4	131		引当金繰入額(全額)
		修繕費	2,170	-369	1,801	0.1	
		その他の費用	3,698	228	3,926	0.3	薬品82、水質検査費146
		減価償却費	3,696		3,696	0.3	
		資産減耗費		1,000	1,000	0.1	固定資産除却費(鴨庄改修関連)
		支払利息	1,186		1,186	0.1	
予備費	10,000		10,000	0.8			
	合計	1,291,651	-38,119	1,253,532	100		

2 損益計算書(補正予算書 P13)

損益計算書	収益的収支	既決予算		決算見込		差額	
		税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
	収入	1,360,196	1,514,647	1,416,592	1,570,605	56,396	55,958
	支出	1,262,995	1,291,651	1,228,294	1,253,532	-34,701	-38,119
	損益	97,201		188,298		91,097	

純利益188,298 - 非現金収入64,537 = 現金性損益123,761

3 貸借対照表(補正予算書 P15~16)

区分		27年度決算	当年度増減1	当年度増減2	28年度決算見込	
引当金	貸倒	10,268	-1,441	731	9,558	
	退職給付	420,116		22,641	442,757	
	修繕	305,751			305,751	
	賞与	26,887	-26,887	28,125	28,125	786,191
積立金	減債	574,241	-123,830		450,411	
	建設改良	297,945	-184,557		113,388	
	水源涵養林整備	30,188			30,188	
未処分利益剰余金(現金の裏付けのないものを除く)					123,761	717,748

※貸借対照表は前年度繰越事業費(171,416)を含めて作成している。

4 資本的収入及び支出(補正予算書 P2第4条、実施計画P7、明細書P22~23)

区分	予算科目	平成28年度			備考 ※数値は当初予算比較
		既決予定額	補正予定額	計	
資本的収入	企業債	1,148,000		1,148,000	
	工事負担金	23,259	-3,707	19,552	下水△5,007、県河川改修1,300
	建設費補助出資金	34,750	-1,250	33,500	石綿管更新(一般会計)
	他会計補助金	2,395		2,395	
	合計(A)	1,208,404	-4,957	1,203,447	
資本的支出	浄水場施設費	838,037	-20,890	817,147	鴨庄改修△18,619、 テレメータ更新△2,106、電灯・変圧器△165
	送水施設費	319,113	-27,599	291,514	新配水池(管路含む)△59,038、第2送水管△18,070、 新沖部送水管3,609、石綿管更新△2,700、 配水管改良△4,244
	配水施設費	465,403	-52,844	412,559	
	庁舎施設費	19,204		19,204	
	事務費	30,559	1,895	32,454	人件費671、仮設管賃借1,404、 委託料△180(新配水池、鴨庄改修、設計)
	営業設備費	20,148	-597	19,551	プリンター・公用車(入札減)
	下水道償還金	271,383	1,915	273,298	前年度企業債借入条件による(利息減⇔元金増)
	簡水 営業設備費				
	償還金	2,395		2,395	
	予備費	10,000		10,000	
合計(B)	1,976,242	-98,120	1,878,122		
	前年度繰越額(C)		171,416	171,416	補正予算書P11~12
収支過不足額(A)-(B)-(C)		-767,838	-78,253	-846,091	
補てん財源		767,838	78,253	846,091	補正予算書P2
当年度消費税資本的収支調整額		124,926	5,230	130,156	
当年度損益勘定留保資金		391,984	15,564	407,548	
減債積立金		233,688	-109,858	123,830	
建設改良積立金		17,240	167,317	184,557	

平成28年度 工業用水道事業会計補正予算（第1回） 補足説明資料

（単位：千円）

1 収益的収入及び支出（補正予算書 P24第3条、実施計画P28、損益計算書P33、明細書P36～37）

区分	予算科目	平成28年度				備考 ※数値は当初予算比較
		既決予定額	補正予定額	計	構成比	
収益的収入	給水収益	291,499		291,499	97.7	
	他会計負担金	840	-600	240	0.1	児童手当
	受取利息	1,782	443	2,225	0.7	定期預金利息
	長期前受金戻入	3,967		3,967	1.3	
	営業外雑収益	302		302	0.1	
	合計	298,390	-157	298,233	100	
収益的支出	給料	43,080	536	43,616	16.1	給与明細書（31～32ページ）
	手当	18,843	-239	18,604	6.9	（一部は引当金 5,635を充当 ※損益外 予算書P34参照）
	賞与引当金繰入額	6,743	196	6,939	2.6	内訳：手当（5,815）、法定福利（1,124）
	法定福利費	13,669	-668	13,001	4.8	（一部は引当金 1,090を充当 ※損益外 予算書P34参照）
	退職給付費	6,425	369	6,794	2.5	引当金繰入額（全額）
	賃金	1,624	-815	809	0.3	臨時1名分（9月退職）
	社会保険料	263	-123	140	0.1	
	備用品費	1,215	-935	280	0.1	
	委託料	3,753	52	3,805	1.4	高圧電気回路点検
	修繕費	5,832		5,832	2.1	
	動力費	46,642		46,642	17.2	
	研修費	324	-259	65		
	負担金	14,978		14,978	5.5	
	用地管理費	1,026	-700	326	0.1	
	受水費	58,311		58,311	21.5	
	減価償却費	30,362		30,362	11.2	
	資産減耗費	1,000		1,000	0.4	
	その他の費用	4,788		4,788	1.8	
	支払利息	4,629		4,629	1.7	
	消費税	6,156	1,408	7,564	2.8	課税仕入れの減（4条費用）
予備費	3,000		3,000	1.1		
合計	272,663	-1,178	271,485	100		

2 損益計算書(補正予算書 P33)

損益計算書	収益的収支	既決予算		決算見込		差 額	
		税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
	収 入	276,776	298,390	276,622	298,233	-154	-157
	支 出	256,489	272,663	254,034	271,485	-2,455	-1,178
	損 益	20,287		22,588		2,301	

純利益22,588 - 非現金収入3,967 = 現金性純利益18,621

3 貸借対照表(補正予算書 P34~35)

区分		前年度決算	当年度増減1	当年度増減2	当年度決算見込	
引当金	退職給付	71,340		6,794	78,134	
	修繕	113,488			113,488	
	賞与	6,725	-6,725	6,939	6,939	198,561
積立金	利益	18,000			18,000	
	減債	190,906		-21,509	169,397	
	建設改良	328,080		-23,871	304,209	
	水源涵養林整備	27,000			27,000	
未処分利益剰余金 (現金の裏付けのないものを除く)					18,621	537,227

4 資本的支出 (補正予算書 P24第4条、実施計画P29、明細書P37)

区分	予算科目	平成28年度			備考
		既決予定額	補正予定額	計	
資本的収入	他会計貸付金償還金	10,000		10,000	H19' 病院貸付350,000千円
					契約日
					貸付条件 (元金均等年賦 0.4%/年)
					元金据置
					償還期間
					償還元金
					当初 H20.3.7
					1年
					H21' ~24'
				@87,500*4回	
				変更①H22.3.31	
				2年	
				H22' ~25'	
				@87,500*4回	
				変更②H23.3.31	
				7年	
				H27' ~30'	
				@87,500*4回	
				変更③H28.3.31	
				7年	
				H27' ~28'	
				@10,000*2回	
				H29' ~33'	
				@66,000*5回	
	合計(A)	10,000		10,000	
資本的支出	建設改良費	2,160	-165	1,995	入札減(電灯・動力変圧器更新)
	送水施設費	68,040	-13,882	54,158	入札減(西部線送水管改良)
	営業設備費	3,240		3,240	
	償還金	21,509		21,509	
	合計(B)	94,949	-14,047	80,902	
	収支過不足額 -(B)	-94,949	14,047	-80,902	差引計算に貸付金償還金収入は算入しない 補正予算書P24参照
	補てん財源	94,949	-14,047	80,902	
	当年度消費税資本的収支調整額	5,440	-1,280	4,160	
	過年度損益勘定留保資金				
	当年度損益勘定留保資金	31,362		31,362	
	減債積立金	21,500	9	21,509	
	建設改良積立金	36,647	-12,776	23,871	

「水道料金改定」市民説明会

質疑応答集

開催日程

開催日		開催会場	開催時間
第1回	1月10日(火)	赤崎公民館	19:00~21:00(1時間程度)
第2回	1月16日(月)	須恵公民館	19:00~21:00(1時間程度)
第3回	1月17日(火)	本山公民館	19:00~21:00(1時間程度)
第4回	1月23日(月)	市民館	19:00~21:00(1時間程度)
第5回	1月30日(月)	高泊公民館	19:00~21:00(1時間程度)
第6回	1月31日(火)	市役所	19:00~21:00(1時間程度)
第7回	2月6日(月)	有帆公民館	19:00~21:00(1時間程度)
第8回	2月7日(火)	厚陽公民館	19:00~21:00(1時間程度)
第9回	2月13日(月)	厚狭地区複合施設	19:00~21:00(1時間程度)
第10回	2月14日(火)	出合公民館	19:00~21:00(1時間程度)
第11回	2月20日(月)	津布田会館	19:00~21:00(1時間程度)
第12回	2月21日(火)	埴生公民館	19:00~21:00(1時間程度)

「水道料金の改定」についての市民説明会 参加者数

開催日等		開催会場	参加者数				
			一般市民	市議会議員	職員傍聴	局スタッフ	合計
第1回	1月10日(火曜日)	赤崎公民館	3	3	1	8	15
第2回	1月16日(月曜日)	須恵公民館	3	3		7	13
第3回	1月17日(火曜日)	本山公民館	1			7	8
第4回	1月23日(月曜日)	市民館	9	1		6	16
第5回	1月30日(月曜日)	高泊公民館	5	1		7	13
第6回	1月31日(火曜日)	市役所	10		3	6	19
第7回	2月6日(月曜日)	有帆公民館	2	1	1	6	10
第8回	2月7日(火曜日)	厚陽公民館	3	1	1	7	12
第9回	2月13日(月曜日)	厚狭地区複合施設	3	1	1	7	12
第10回	2月14日(火曜日)	出合公民館	2		2	7	11
第11回	2月20日(月曜日)	津布田会館	1		1	7	9
第12回	2月21日(火曜日)	埴生公民館	3	2	1	7	13
		合計	45	13	11	82	151
		平均	3.75	1.63	1.38	6.83	12.58

各会場における質疑応答の抜粋

1	Q	12月議会で水道料金改定を否決された事を水道局としてどのように受け止めているか。
	A	<p>産業建設委員会において指摘された事は、</p> <p>①市民説明の必要性 (なぜ、市民説明をしないのか)</p> <p>②人口推計の問題 (なぜ、40年間人口が減り続ける推計で計画しているのか)</p> <p>③宇部市との広域化 (なぜ、宇部市との広域化効果が反映されていないのか)</p> <p>の3点が主な問題点であった。委員会での指摘については真摯に受け止め、これらを解決するために、市民説明会を開催し、②③の内容も含め、水道料金改定の必要性を訴えていく事とした。</p> <p>②については、水道局独自で人口推計を行っている訳ではなく、平成28年3月に策定された山陽小野田市の人口ビジョンをベースに給水人口を推計した。</p> <p>③については、現在協議中であり、広域化をするかどうかの結論に至っていない。その状況の中で、広域化を前提にした内容を料金改定の中に盛り込む事は適当でないと考える。</p>
2	Q	「山口東京理科大の市政説明会」と「水道料金改定の市民説明会」を一緒に行うとはどういうことか。
	A	<p>料金改定の市民説明会を開催するに当たり、市議会12月定例会終了後に水道事業管理者が市長に相談したところ、市内12か所にて「山口東京理科大学公立化と薬学部の設置」についての市政説明会を開催するとの事であったので、日程、場所の確保、広報等のタイミングを考え、同日の市政説明会終了後に開催することを市長にお願いした。また、水道局単独による水道料金改定の市民説明会では、参加者も少ないのではないかという不安もあり、市政説明会との同日開催を行うこととした。</p> <p>ただし、同日開催というだけで、内容は異質なものであり、別次元のものであるということは十分認識している。</p>
3	Q	説明会に参加する人が少ないが、周知の方法等に問題はなかったのか。
	A	<p>この度の説明会の周知方法としては、水道局のホームページに載せたのと市の広報に2度掲載、また、市政説明会を行う成長戦略室が3回目以降、広報車で15時から17時の間、該当校区内の市民に対して参加を呼び掛けただけであり、周知方法に問題があったことは否めない。</p>

		<p>これとは別に、説明会に参加しない様に働きかける団体もあり、一般の方に足を運んでいただけない状況があった事は非常に残念。</p> <p>広報活動という面では、2/15号の広報に水道特集を組んでおり、平成29年度からは、月に1度広報に水道事業について掲載していく予定。</p> <p>市民への説明については、開催時間帯の見直しや出前講座の実施等、色々な手法を用いて、市民1人1人に理解していただける様、努力していく必要があると感じた。</p>
4	Q	<p>企業の場合、値上げを行う際には、職員の賃金カットやリストラを行う。市の一般職については、市長裁量で賃金カット等が行えるが、水道局は組合との協定により賃金労働条件が決まる。そのような中で水道局として実際に企業努力をしているのか。市民に無理を強いるのであれば、どのような事をしているのか説明を求める。</p>
	A	<p>水道局としても、山陽小野田市の一機関として市の財政状況が悪かった際、市が行った賃金カット等は同じ対応をしている。</p> <p>また、合併から10年経過しているが、この間に水道局独自のものとして、10億5千万円の削減をしている。</p> <p>内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員削減 ・給与の見直し（特殊勤務手当の削減、企業手当の廃止） ・入札方法の見直し ・合併特例債、補助金の活用 <p>等があり、小さな積み重ねも常時行っている。</p>
5	Q	<p>この度の水道料金改定の基本的な考え方（コンセプト）は何か。</p>
	A	<p>水道料金を策定する方法として、一般的には、少量使用者の負担を少なくし、多量使用者の負担を多くしている。しかしながら、従来通りのこの考え方には限界があり、負担の公平性を考えていく必要がある事から、口径ごとの負担割合を調整した。</p> <p>また、10年先の使用者と現時点での使用者の負担に差を付けるべきではなく、世代間負担の公平性を取るようにした。</p> <p>更に、この度の料金改定で、改定率の高くなる小口径に配慮し、値上げ幅が金額にして1ヶ月1,000円（税抜）以内に収まるように対応した。</p>
6	Q	<p>有収水量（使用水量）の推移について、その根拠は何か</p>
	A	<p>家庭用については、将来人口の推計として市の推計人口をベースに給水人口を計算。また、過去の一人一日平均使用量から将来予測値を算出し、給水人口を乗じて推計した。</p>

		<p>中大口径用については、過去の利用者数及び使用量の推移から将来の使用水量を推計している。</p> <p>これらを合算したものを有収水量（使用水量）として出している。</p>
7	Q	<p>この度の水道料金改定で、基本水量が 14 m³から 8 m³に変更となっているが、基本水量制をなくしてはどうか。</p>
	A	<p>基本料金をそれぞれの口径で設定し、1 m³分から従量料金をもらう考え方は正当であり、方向性として多くの水道事業者が検討している。この度の料金改定では基本水量を 14 m³から 8 m³に減量したが、一度に 0 m³を基準にすると料金の減収額が大きくなり、その減収分をどこかで穴埋めせざるを得なくなる。結果として、どこか別の一定範囲における値上がり幅が大きくなることから、段階的になくしていく方向で検討している所である。</p>
8	Q	<p>なぜ、27年間値上げをしなかったのか。</p> <p>また、給水人口と有収水量の推移を見ると、右肩下がりであり、既に手を打っていても良い状態であったにもかかわらず、なぜ今頃になって対応するのか。</p>
	A	<p>一つは、行政合併前の状況を含めての説明となるが、時代背景として、平成3年のバブル崩壊、平成20年のリーマンショック等による景気低迷が公共料金を上げにくい状況にあったこと。</p> <p>二つ目は、料金改定を行うには議会の議決が必要であり、これまでは損益計算書のみを見て黒字となれば改定できない状況にあった。理由としては、本来、損益計算の黒字部分で建設改良工事を行う必要があるにもかかわらず、損益計算が赤字になって通常業務にも支障が出るまで料金改定をすることに理解が得られなかったから。議会に料金改定を認めてもらい、過去の負債を整理した後、建設改良工事ができるようになるまでには時間がかかるという状況があり、結果として、施設更新等が進んでいない状況がある。</p> <p>この度の料金改定は、平成27年度決算において損益計算上1億8千万円の利益を上げており、議会の理解を得ることが難しい事は分かってはいた。しかしながら、アセットマネジメントも行い、将来の事を考えた上で必要であるとの判断から議会に上程した。</p>
9	Q	<p>山口県内の都市において、一般家庭の平均使用水量の場合、水道料金にどの位の差があるか。</p>
	A	<p>4人家族（両親と子供2人）の場合、2カ月の平均使用水量は約 45 m³となる。これを山口県内 13 市で比較すると、現行料金では高い方から 7 番目となり、新料金では 3 番目となる。10 m³や 20 m³で比較すると新料金では 1 番高くなる。これは県内各市における事業環境が大きく違っていることが原因としてある。例えば当市の場合、ダム費用や浄水場を二つ抱えている事で維持運営費が多くかかり、また、</p>

		<p>給水区域が広大で配水コストも高く、大口多量使用者が少ないこと、更に、施設の老朽化が進み、更新投資が大きい事等が挙げられる。他市の水道料金設定が低く抑えられている要因については、岩国市の場合、基地関連補助金の活用が可能であり、下松市は、使用水量の半分を1社の企業が使用しており、7つの事業体においては、自己水源を持っている事から原水を購入する経費が必要ない事等がある。</p> <p>また、山口県は水道創設当時の考え方が色濃く残っており、福祉的な観点から値上げをしにくい土地柄にあり、各市がお互いに様子見をしているような観がある。</p> <p>更に、この度の水道料金改定のコンセプトの一つとして掲げている、小口径（φ13mm、20mm）と中大口径（φ25mm～150mm）のバランスである。1㎡当たりの水製造原価は、小口径になる程回収する金額が低く、口径が大きくなる程金額が高くなることから、この体系のバランスをとり、少しでも均衡性の改善を図りたいと考えている。（原価回収率をφ13mmの場合、約80%から92%に、φ150mmの場合約150%から126%に）この意図としては、大口ユーザーに掛けている負担の割合を少し下げ、負担の均衡性を取りたい面もあるが、仮に大口ユーザー1社が撤退すると、家庭用の200件から300件もの退去に匹敵し、その負担が将来的に家庭用に掛かってくる事を防ぐためのものでもある。そのような意図もあって、料金設定をしている事を理解していただきたい。</p>
10	Q	<p>山陽小野田市の水道料金は高い。その上更に1ヶ月1,000円の値上げとなると厳しい。段階的にできなかったのか。</p>
	A	<p>先ず、県内各市における水道事業を取巻く事情が異なる。ただし、これは山口県内を見た場合であって、全国的な状況を見てみると、山口県は高い方から34～37番目。これより安いのは東京等の大都市圏か、後は山口県と同じように水道料金を上げたくても上げることが難しいと状況の県がほとんどである。</p> <p>また、合併当初の料金収入があれば、年間1.8億円の増収を見込む料金改定は必要なかった。</p> <p>段階的な改定について、12月定例会では詳細な説明はできなかったが、1回で改定した場合は15.18%となり、5年毎に5%の改定をした場合、都合4回で20.08%の改定が必要となる。つまり、子や孫に余分な負担を強いることがなく、世代間公正が取れる1回の改定が良いとの判断から、15.18%を提案した。</p>
11	Q	<p>料金収入を増やして施設更新を行い、水道システムを維持していくという考え方は理解できるが、5年・10年単位で徐々に値上げしてはどうか。また、財政破綻した場合、だれが面倒を見てくれるのか。</p>
	A	<p>5%ずつ値上げする案も参考資料として提出したが、トータルで20%の値上げが必要となり、後の世代に5%余分な負担を掛けることとなる事から、15.18%の改定案を提出した。</p>

		<p>また、財政破綻した場合は、まず、料金値上げである程度の解消をした後、市からの援助も求めることとなると考えられる。</p>
12	Q	<p>昭和 32 年に制定された水道法の中身を見ると、その第 2 条第 2 項において「国民は地方公共団体の施策に協力しなければならない」とある。水道は大切なインフラであり、「いる物はある。」と、いう考えに立ち、内容を聞いた上で是非々々で判断するべきであると思うが、この度の水道料金改定については異を唱える内容ではないと考える。ただし、改定率を一気に 15.18% とすることには疑問がある。せめて、2 回に分けて 8% ずつ位にするべきではないか。</p>
	A	<p>12 月議会において一度に 15.18% の改定を出した理由としては、世代間の公平性を打ち出すためのものであり、段階的に 5% ずつの改定をした場合、4 回行う必要があり、20% の改定率となる。結果的に後の世代への負担が増えることになることから、この案は参考として議会資料に載せることとした。しかしながら、次回、料金改定を議会に上程する際には、8% ずつ 2 回の改定も含め、段階的改定も検討したい。</p>
13	Q	<p>この度の水道料金改定は、標準的な家庭（両親と子供 2 人）の場合、22.6% もの改定となり、市民にとってはなかなか受け入れられるものではなく、昨年 12 月議会において否決されたのも当然と思っていた。しかしながら、説明を受ければ理解できる面もあるので、市民が受け入れられるような改定率等、内容の変更はできないか。</p>
	A	<p>料金改定を一度に行うのではなく、段階的に行う方法も検討している。これによって一度にかかる負担は軽減されると思うが、実際のやり方は今後検討していく。</p> <p>また、水道料金改定の内容を市民に理解していただけないのは、これまで水道局として広報活動が不十分であったことが原因であり、これからは水道事業の実態等をきちんと説明していく事とする。ちなみに市広報の 2/15 号に水道局の特集記事を 4 ページに渡って載せることとしている。</p>
14	Q	<p>収支予測は 10 年前にもしていたと思うが、一度に 15.18% 上げるより、少しずつ段階的に上げる方法を採用の方が良かったのではないか。</p>
	A	<p>平成 19 年度に水道局の総合計画を作成し、財政計画において収益の落ち込みは予測していたことから、平成 27 年度に料金改定を予定していた。しかしながら、当初予測より若干状況が良かった事から平成 29 年度に料金改定を伸ばし、この度の料金改定案の上程に至った経緯がある。</p> <p>また、アセットマネジメントを平成 27 年度末に完成し、施設の更新サイクルを確立したことから、今後の財政計画を立てた中で料金改定の在り方を検討した結果、15.18% の改定とした。しかしながら、この改定案については、段階的に上げた方が良いとの意見も多く寄せられたこともあり、次回、料金改定案を議会に提出</p>

		<p>する際には、これらの意見を踏まえて対応を検討したい。</p>
15	Q	<p>水道料金を上げるなら段階的にしてほしいが、どうか。</p>
	A	<p>12月議会において、5%づつ4回の改定も参考資料として挙げていたが、これでいくと段階的値上げとなる事から20%の値上げとなり、市民の負担が増える。しなければならない事が決まった時点で、すぐに対応した方が良い、また、15年、20年先を見据えて考えると、一度に値上げをした方が有利であると考えたが、改定方法は再度検討していく必要があると考えている。</p> <p>市民説明会において、賛成、反対、段階的な値上げ、市民周知の徹底等、色々な意見は出たが、水道は安全な水道水の安定給水が使命であり、その為にも水道施設の更新は絶対に必要である。水道局の立場として、水道料金の値上げは必要であるが、改定方法や市民周知の方法は再度検討していきたい。</p>
16	Q	<p>40年もの長期間で財政計画を立てている根拠は何か。</p>
	A	<p>水道施設の場合、投資した資産を長期間（大半が40年以上）使用しており、先を見据えた中長期計画は必要なものと考えている。また、老朽化した施設の更新をする際には多額の資金が必要となり、その一部は30年もの長期借入れで対応している。</p> <p>この度の水道料金改定のコンセプトとして、世代間の公平性、子や孫に過度の負担を掛けない事を掲げており、そのためにも中長期の財政計画は絶対に必要なものと考えている。</p>
17	Q	<p>「40年後を見据えて水道料金を15.18%改定します。」と言われても、技術革新等も起こるであろうし、そんな先の時代の事は分からないと思う。「現時点で40年先の事を見通して物事を考える。」ということは分かるが、40年先という事を机上の数字だけで言われても理解が難しい。それならば、長期展望も持ちながら、先ず5年間は5%、それから先はその時点でまた考え、見直しを行い、時代に応じた考え方に沿って料金改定を提案するようにすれば、内容を受け入れられると思うがどうか。</p>
	A	<p>アセットマネジメントをすることによって、水道局としてしなければならない工事業のサイクルをあらゆる見地（人・物・金）から80年とし、これを一つの目安として更新事業を行うこととした。それを基に40年間の財政計画を立てているが、この40年という期間は、あくまで目安であり固定的なものではない。しかしながら、40年間が適当かどうかは別として、長期展望を描くためには事業計画、財政計画は必要不可欠であり、これを指標として中期（12年間）の総合計画を創る。実際に事業が始まれば5年毎の見直しを行い、1年毎の決算において内容をチェックするようになる。40年という言葉が先走りしたことは、水道局の説明不足が原因であり、その説明は、これからきちんとしていく必要があると考えている。なお、実際</p>

		<p>の経費については現時点をベースに5年間で計算しており、これから先も同じような水準で対応したいと考えている。将来大幅な料金改定をしない目安が40年間と認識してもらいたい。</p>
18	Q	<p>水道事業会計の仕組みで「収益的収支」と「資本的収支」が会計的に別々であり、非常に分かりにくい。一本化したものにできないか。</p>
	A	<p>地方公営企業法で定められており、この形を変える事はできない。全体の経営状況については、損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書を見てもらうことになる。これらの指標は、決算書、11月15日号の広報及び水道局のホームページにも掲載している。</p>
19	Q	<p>水道事業会計の仕組みが非常に分かりにくい。通常の企業会計のように、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書を出すようにした方が良いのではないか。</p>
	A	<p>地方公営企業法の会計制度においても、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書は、決算書等に掲載しているが、「収益的収支」と「資本的収支」という考え方が通常の企業会計と異なっており、理解しにくい所が問題である。しかしながら、法律で定められている考え方であり、勝手に変える事はできない。また、更に問題を複雑にしているのは、総務省の公表において収益的収支のみの部分を損益計算上、黒字として表現し、資本的収支の部分が表に出にくい事から、水道事業は安泰として誤解を受けている事である。収益的収支と資本的収支を合わせたものを分析すれば、水道事業が決して良い状況にあるとは言えない事は一目瞭然である。この二重形態が実態を分かりにくくしている原因ではあるが、法律で定められている以上、この表記を続けざるを得ない状況である。</p>
20	Q	<p>全体の計画自体が綱渡りの的でギリギリの線を出しているように見える。財政の収支に関してもトントンの状態で計画を立てており、もう少し余裕を持たせたものがないのか。</p>
	A	<p>施設工事に関しては、状況に合わせて規模を縮小する等、費用を掛けない対応も考えていきたいと思うが、現段階では80年先の事は見通すことができず、現状更新が前提となる。これをベースに財政計画を立てているが、更新期間を縮める（水道管更新80年サイクルを60年に短縮する）ことによって改定率を25%、30%にすれば近隣都市に比べ水道料金が突出したものになり、人口定住においても問題がある。よって財政的には、自助努力も含め、切り詰めた計画を立てざるを得ない状況にある。</p>
21	Q	<p>この度の料金改定は、結果として追い込まれてやったのか、それとももう少し持つ状況なのか。</p>
	A	<p>アセットマネジメントを行い、しなければならぬ事が分かった時から、水道局の使命として継続的で安定した給水を実現するため、施設更新を如何に進めていく</p>

		<p>かを検討してきた。それにはどうしても収益の確保が必要となるが、仮に現行料金のままで対応したとすると、P40で示しているとおりに、平成32年度には財政破たんの予兆である資金流出が始まる。この状況の中で単年度純利益のみの動きをみると、平成38年度位まではギリギリ損益計算上対応できたとしても、それ以降は財政破たんに突き進むことになる。ただし、これはあくまで損益計算上であり、この段階では、料金改定を今の何倍にもしなければならず、その上、施設更新が遅れたことにより漏水や断水のリスクは高まった状態が恒常的に続くことになる。</p> <p>料金改定を行っていく状況は山陽小野田市に限らず全国的な傾向だが、国もようやくこの状況を直視し、これまでの公共性重視政策から経済性も兼ね備えた政策、施設を維持できる料金設定を行うよう自治体に対して指示する方向に転換してきている。この方向性も市民に周知し、ご理解を求めていきたい。</p>
22	Q	<p>水道事業が危機的である実態を知った。自分としては、水道事業は国等の補助を受けて成り立っているものと思っていたが、市の広報を見て、実際には水道料金で殆ど賄っているとのことであり、非常におどろいている次第である。しかしながら、国民の生命を守るためのライフラインとして非常に重要な施設である事実は否めない。であれば、同じような状況にある他の水道事業体と一緒に働きかけをして、国がもっと関与するよう法改正をする運動をするべきではないかと思う。</p> <p>後は、水道局としてもっと伝える努力をするべきではないか。損益計算が黒字であれば、一般市民は水道料金改定、値上げと言われても理解できない。黒字が必要な理由を伝えなければならない。当たり前のように水は出ているが、その為に水道局として行っている事をもっと市民に報告すべきとだと思ふ。それでないと、経営が成り立たなくなるのではないかと、その点が心配である。</p>
	A	<p>国は健全経営をしてから公共の福祉をするようにと見方を変えてきており、国会議員の中でも水道事業の健全化を推進しようとする動きが出てきている。地方としては、国策で水道施設の更新を担ってほしいという思いがあり、様々な団体を通して国への働きかけも行ってるが、その背景には既に水道事業が単独で成り立つことへの限界を感じているからである。この状況を市民に対して説明し、水道事業の現状を理解してもらうよう、広報活動を行っていく必要があると感じている。</p>
23	Q	<p>全国的に老朽化した管の更新時期が来ており、その対応に苦慮している状況にあるようであるが、他の自治体において何か工夫している事はないか。</p>
	A	<p>山陽小野田市の料金水準は、小口径において現時点でも山口県内のトップクラスにいるが、理由としてはそれぞれの自治体の事業環境が異なっている事が要因として挙げられる。</p> <p>山陽小野田市は、事業環境に恵まれている自治体とは言えないが、しなければならない工事はアセットマネジメントをした事によって決まっており、先延ばしにす</p>

		る猶予はないと思っている。よって、1年でも早く、また、借入金利が非常に安い今を逃すことなく工事を実施すべきであると考えている。子や孫に負担を掛けない、負の遺産を残さない取り組みを実施するしかないと考えている。
24	Q	水道施設の耐用年数とその根拠は何か。
	A	構造物、設備及び管路の更新基準としては、法定耐用年数をベースに現有資産の実使用年数を出し、山陽小野田市としての更新期間を決めている。特に、資産の75%以上を占める管路については、資材の長寿命化が進んできたため、法定耐用年数の2倍である80年で計算している。
25	Q	料金値上げについては理解できる。水道施設は、大変重要な施設なので水道料金を2倍にしても良いと思う。ただ、感覚として山陽地区の水道管の方が古く、距離も長いのではないかと。1つの市であるので仕方ないが、更新費用について旧市町の公平性は保たれているか。
	A	管路延長については、旧小野田地区が約55%、旧山陽地区が約45%である。また、水道の創設は、旧小野田地区が昭和6年、旧山陽地区が昭和27年であり、老朽管は、旧小野田地区の方が多い。
26	Q	山陽地区と小野田地区の水道料金は同じであるが、山陽地区ばかりに費用が掛けられている。小野田地区が山陽地区の費用をかぶっているように思うが、この点についてはどうか。
	A	水道局としては、山陽小野田市全体を見据えて事業計画を立て、財政計画を立てている。それぞれの地区には特徴があり、小野田地区はコンパクトな都市形成であることから配水面においては条件が良いが、原水を県から購入しなければならない。山陽地区は集落が散在していることから配水面の条件は良くないが、河川の水利権を有していることから原水購入の費用が掛からない。それぞれにおいて、掛けている費用が異なる。 また、平成22年度の山陽地区の水害において、その復旧に多額の費用が投入されているように見えるが、現状復旧分については国からの補償によって対応している。それを上回る「災害に強い施設」に対応する部分については水道局の持ち出しとなっており、鴨庄浄水場の整備、新配水池の新造も平成28年度中に完成する。なお、平成29年度からは、小野田地区の老朽化した配水管等の整備に費用を重点的に投入する予定であり、バランスを取った整備計画を進めていく予定である。
27	Q	宇部市との広域化が間近に迫っているのに、なぜ今水道料金の改定をしなければならないのか。合併してからでも良いのではないかと。
	A	宇部市との広域化はまだ決まったことではなく、流動的な要素が多くある。(宇部市の下水道事業、山陽小野田市の工業用水道事業、それぞれの分離)また、合併したからと言って、合併の形態によってはそれぞれの水道事業として独立した会計

		<p>をすることになる。つまり、山陽小野田市の施設は山陽小野田市の事業として改修等が必要となり、それぞれの事業体がそれぞれの地域の事を考えていく必要がある事から、この度料金改定をすることとした。水道事業を担うものとして、広域化してから考えよう、と無責任な事は言えない。なお、旧小野田市、旧山陽町の行政合併の際でも料金統合に4年かかっている。それらのことを踏まえ、今料金改定が必要と判断した。</p>
28	Q	<p>水道局には病院局に貸すことのできる程の資金があるのに、料金改定をしなければならぬ理由が分からない。</p>
	A	<p>これについては、全くの事実誤認である。水道局には、水道事業と工業用水道事業の二つの事業があり、それぞれが独立採算で事業運営を行っている。病院局にお金を貸しているのは、工業用水道事業であり、水道事業ではない。</p> <p>水道事業については、収益的収支だけを見るのではなく、資本的収支も合わせてみることによって、水道事業全体像を把握してほしいと思う。その事は、市議会に対しても説明している所である。</p>

企業訪問まとめ

【好意的意見】

- ・企業としては、安定給水が重要。施設の計画的な維持管理、更新は必ず必要であり、その為の料金改定は当たり前。
- ・企業としては、断水や赤水により、工場の生産ラインに支障が出るのが問題。操業停止になった場合、その損害額は水道料金値上げ額の比ではない。
- ・収益の減少やコスト削減等に伴い、しなければならぬ工事ができない場合でも、事故が発生すれば事業者の怠慢と非難される。認めるべきものは認め、きちんとしなければならぬ事はすると、いう姿勢は必要と思う。
- ・宇部・山陽小野田市では企業代表者会議（総務関係）を行っており、山陽小野田市の水道料金改定の話が出ると思う。その際には関係企業で話をしたい。
- ・水道料金は、電気料金、ガス料金に比べ変動が少ないと感じていた。

【苦言的意見】

- ・水道事業は独占事業であり外に変える事は出来ないのも、その事を十分認識した上で事業計画を行い、料金設定等の対応をしてほしい
- ・宇部市との広域化をしてから考えても良いのではないか。（広域化にはまだ時間を要し、それぞれの事業体が自立できる体制はとっておかなければならない。苦しいから一緒になりましょうでは相手から拒否される旨説明し、理解を得られた。）
- ・料金改定は一度に大幅改定するのではなく、段階的にあげてもらった方が良い。

【要望】

- ・企業としては、割引制度は魅力的であり、残す方向で検討してほしい。
- ・企業は社会に貢献しなければならないと、いう観点から、小口径の一般使用者に負担を掛けるより、儲かっている企業に負担を掛けた方が良いのではないか。(既に多くの負担をお掛けしており、これ以上の負担は結果的に企業を苦しめ、最悪の場合、企業が撤退すれば、小口径の一般使用者にしわ寄せがいくことになる旨説明し、理解を得られた。)
- ・水道局としては、情報の発信をもっとした方が良い。例えば四半期ごとに市民向けのパンフレットを作成し、その中で老朽化している地区の指定や一定期間で発生した漏水の件数や場所の報告。人の体に見立てた管網の説明等、工夫を凝らした方が良い。